

令和5年3月31日 佐藤

## ～暮らし続けたいまちの実現に向けて 子育て・若年夫婦世帯の住宅取得を後押し～ 「すみだ住宅取得利子補助制度」を 4月から新たに開始

区は、4月から、区内で住宅を取得する子育て世帯および若年夫婦世帯を対象とした住宅ローンの利子の一部を補助する「すみだ住宅取得利子補助制度」を新たに開始します。

区の人口は、今年1月に28万人を超え、着実に増加していますが、小さな子どもがいるファミリー世帯は転出傾向がみられるなど、地域の担い手となる子育て世帯や若年夫婦世帯といった若年層の確実な定住が課題となっています。

これまで区が定住促進事業として実施してきた「三世代同居・近居住宅取得支援制度」では、子育て世帯のみを対象とし、親世帯との同居・近居などを条件としていましたが、本制度では、同居・近居の条件を撤廃し、若年夫婦世帯を対象者に加え、金融機関の指定と所得制限を設けないことで、利用しやすい制度にしています。また、5年間にわたって住宅ローンの利子（1年間で支払った利子（10万円上限）×5年間で最大50万円）を補助し、さらに住宅金融支援機構の【フラット35】地域連携型との併用により、借入当初10年間、金利が年0.25%引き下がるメリットがあります。

区の担当者は「今後、住宅ローンの金利の上昇が懸念されている中で、少しでも住宅取得に対する不安を減らし、すみだでの暮らしを後押ししたいです。」と話しました。住み続けたいまちすみだの実現に向け、区では今後も様々な取り組みを行っていきます。

### 《概要》すみだ住宅取得利子補助制度

受付開始：令和5年4月3日（月）

補助金額：1年間で支払った利子（10万円上限）×5年間、最大で50万円

- 主な要件：
- 中学生以下の子どもがいる世帯 または 夫婦いずれもが40歳未満の世帯
  - 住宅取得日（建物の所有権保存登記日又は所有権移転登記日）から1年以内に申請すること（令和4年4月2日～令和4年4月30日に住宅取得した方は、令和5年5月31日まで申請を受付）
  - 子育て世帯等が自ら居住する住宅であること
  - 申請時点において、国が規定する世帯人数に応じた最低居住面積水準（要件は別添チラシ参照）以上の住宅専用面積の住宅であること
  - 子育て世帯等の名義で住宅を取得していること
  - 過去に本制度及び「三世代同居・近居住宅取得支援制度」を利用していないこと など

詳細（区HP）：[https://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/zyuutaku/jyutaku\\_shien/jyutaku\\_housingloan.html](https://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/zyuutaku/jyutaku_shien/jyutaku_housingloan.html)

### 《写真》 制度を紹介する職員



### 「すみだ住宅取得利子補助制度」チラシ



《問合せ》住宅課 03-5608-6215

お問い合わせは午後5時までをお願いします。（広報広聴担当 03-5608-6220）